

公民連携による商業エリア復興基本方針

(平成 26 年女川町告示第 38 号)

(施行日) : 平成 26 年 4 月 15 日

1 目的

本町では、女川町復興計画及び女川町中心部・土地利用計画に基づき、住宅地は安全な高台に整備し、一方で公共施設、商業施設、観光施設等は、まちの中心部に集約的に整備し、幹線交通軸により地区連携を図り、コンパクトな市街地の形成を目指しています。

中心市街地としての「にぎわいの拠点」となる商業エリアは、仮設店舗・仮設商店街に入居している被災商業・サービス事業者等の本設移行のための移転先として確保し、被災事業者等の経営の安定化、事業の持続性の強化を図るとともに、仮設住宅等から復興市街地に移転する町民の生活に必須の商業・サービス機能を提供することが求められています。

このため、まちの顔である中心市街地の商業エリア（まちなか）は、新たな出発点としてにぎわいの復興を図り、地域の自然、歴史、文化、特産物などを生かした地産地消等の事業による起業・開業の促進やコミュニティ活動、誘客イベント等の強化による交流人口の増加を図りつつ、観光集客を向上させるなど、地域経済の新たな発展の拠点として、早期に形成する必要があります。

この基本方針は、商業エリアの本格復興に向けて、町有地を活用した公民連携手法による公共空間等の整備や民間施設立地を推進することにより、漁村と都市が共生した新たな賑わい空間を創出し、すべての人が希望を持ち、安心して暮らせるまちとして、「住み残る」、「住み戻る」、「住み来たる」まちの実現を目指そうとするものです。

2 整備区域の設定

公民連携による整備区域は、先行 JR 女川駅前商業エリアとします。

3 中心市街地としての「にぎわい拠点」形成

住民や来訪者が豊かな海や自然を享受しながら街歩きを愉しみ、憩えるまちづくりとしての「女川スタイル」を実践出来るよう、地場産業の有機的連携による新たな賑わいと自然環境に調和した癒しの空間の創出を目指します。このため、商業、観光街区としてのにぎわい拠点は、同一商圈にあっても個性化、一層の差別化を目指すものとします。

(1) 町の中心の国道、駅、港からのアクセスに優れた範囲に「にぎわいの拠点」をつくります。

(2) 「にぎわいの拠点」では、プロムナードを中心に町民等が日常的に利用す

る店舗や公共施設、観光客を集客できる施設等を戦略的に配置します。

- (3) 「にぎわいの拠点」は、国道 398 号の防潮堤機能と嵩上げ等により、津波から安全性が確保された市街地とします(L 1 津波対応)。

4 中心市街地における施設配置とにぎわい形成の考え方

東日本大震災以前の本町は、JR 女川駅周辺に多くの公共施設が立地する一方、商業施設は鷺神浜や国道 398 号沿道に広く分布し、町の中心を二分していました。

震災からの復興にあたり、コンパクトでにぎわいのある市街地形成とコミュニティの一体化を目標に、国道、駅、港に囲まれた範囲を「町の中心」と定めたまちづくりを進めます。

復興した将来の女川におけるにぎわい形成の考え方は、次のとおりです。

(1) ときの移ろいにも色褪せない「まち」

伝統的な中にも新たな雰囲気醸し出す古くて新しい「まち」空間の中で、地域に根付き人々に受け継がれてきたものを大切にしながら、質の高い商品とサービスを提供します。

(2) 人々が気軽に訪れ、集い、語り合う

プロムナードの中央付近に町民の日常利用の店舗とにぎわいとコミュニティ形成の場となる公共的施設を集約して配置し、にぎわいの中心をつくります。

(3) 周辺の商業施設等から人が集まり、にぎわいの中心から人が回遊

金融機関等の生活利便施設やテーマ性を持った商業施設等をプロムナード周辺に計画的に配置することにより、にぎわいの中心から人の流れをつくり、にぎわいの広がりをつくります。

(4) 観光客がまちに流入

プロムナードと国道 398 号との交差点付近に観光客の集客拠点となる施設を配置し、広場や駐車場等と合わせて計画的に整備することで、観光客に開かれた場所をつくります。

(5) 人々が商店街を利用し、プロムナード周辺で美味しい食事を楽しむ

駅から海へと誘う遊歩海道（プロムナード）が、観光と日常利用との交流を活発にします。

(6) 周辺施設からも人が集まり、にぎわいの輪に加わる

高台の公共施設や国道、駅、港を利用する人々が、利用しやすい環境を形成します。

(7) いざというときは、安全な高台へ避難

津波発生時の高台への避難経路を確保します。

5 商業集積・商店街再生プロセス

(1) 中心市街地復興に向けた基本的な考え方

ア 段階的整備と市街地形成

(ア) 短期（～平成 27 年度）

住宅の再建

(イ) 中期（～平成 29 年度）

交通インフラや商業業務地の形成

(ウ) 最終段階（～平成 30 年度）

行政機能の再整備

(エ) 最終段階のまちの姿を念頭に復興まちづくり時期から市街地の早期整備

先行して J R 女川駅に近接するエリアを先行整備地区として整備し、平成 27 年度には商業復興の第一歩をスタートさせることで、商業エリアに町民と観光客を呼び戻し、これに続く商業者が自ら整備、運営する事業の円滑な立地を推進します。

また、平成 27 年春のまちびらきに合わせて先行にぎわい空間を形成するため、民間によるプロジェクトと協働した事業を展開します。

イ 人と車の動線分離による交通体系の最適化

(ア) 安心して歩いて楽しめる中心商店街・観光交流拠点の空間の充実

(イ) 町中心部へ人を呼び込むための公共交通システムの充実

(2) 公民の役割分担

ア 防災集団移転促進事業の移転跡地を集約換地し、民間活力の導入による商業施設の立地用地として活用を図ります。

イ 町有地を賃貸活用することにより、事業者側の用地取得費の低減、町中心部における新しい交流空間創出を誘導し、低コストでの起業を促進します。

(3) 関係者の組織化による公民連携の推進

商業エリアにおける新たな協働のまちづくりを推進するため、商業・サービス事業者、商工会等の地域関係団体、行政機関及びその他で構成される「女川町中心市街地商業エリア復興協議会」を設置し、商業施設及び商業拠点施設等の整備・運営等のあり方を検討する組織とします。

6 事業実施主体の確立

未曾有の大震災を経験した今、行政にはこの災害からの復興の道筋を示すことが求められていますが、地域が危機に瀕している状況下では、早急かつ柔軟に行動する民間の力も求められています。このような状況で民間が事業活動を行うためには、行政との連携が必要であり、行政に代わって民間が行政の協力を得ながら、新しい公共としての「まちづくり会社」を動かしていくことが必要不可欠となっています。

中心市街地のまちづくりを担うまちづくり会社は、地域密着型の公益性と企業性を併せ持ち、地域密着型のディベロッパーとして、ハード、ソフトの両面から中心市街地の再生に取り組むことが期待されます。

将来を見据えた地域のまちづくりを念頭に商業施設・集客施設の整備と運営管理、併せて商業エリアのマネジメント等を担うまちづくり会社を地域関係者との出資により設立して、計画を推進するものとします。

7 施行期日

この基本方針は、平成 26 年 4 月 15 日から施行する。